

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

令和3年8月17日受理

新型コロナウイルスの出現により、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府の経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針2018）に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス感染症対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保する

ための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

- 4 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
- 5 まち・ひと・しごと創生事業費 1 兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 6 2020年度から始まっている会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行い、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
- 7 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
- 8 地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応など対策を講じること。
- 10 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を辺野古新基地建設のための埋立てに使用しないよう求めることに関する意見書の提出について

令和3年8月18日受理

沖縄戦では、民間人が暮らしていた本島が激戦の地となり、住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、20万人以上の住民、日本兵、米兵及び外国籍の人々の尊い命が犠牲となりました。本土への上陸を食い止めるために、住民も戦いに協力を強いられました。沖縄本島南部には、沖縄県の民間人の遺骨や本土からの兵士の遺骨が、終戦から76年たった今も埋もれたままとなっており、遺族の元に帰っていないままなのです。今年3月に具志堅隆松さんがハンガーストライキをされるまで、私はそのことに気がつきませんでした。

糸満市摩文仁を中心として沖縄県南部地区に広がる「沖縄戦跡国定公園」は、1972年の日本復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡として日本で唯一の国定公園に指定されています。同地区では、激戦地となり数多くの犠牲者の遺骨が残っています。本来であれば、少しでも早く遺族の元へ返還するための作業が急がれるところではないでしょうか。

その一方で、秋田県内では432人の方が沖縄で本土防衛のために最後まで戦い、沖縄の土になっております。2016年に施行された戦没者の遺骨収集の推進に関する法律では、遺骨収集の推進を確実に実施することを国の責務と定め、2024年までを集中実施期間と位置づけています。もっと、政府や本土の人間もこの現実と向き合うべきではないでしょうか。

戦没者の尊い犠牲の上に平和を享受して今日日本で暮らす私たちが、さきの凄惨な大戦で犠牲となった人々の遺骨が眠る土砂を、米軍基地建設を進めるために使うということは、人道上許されることはありません。

つきましては、貴市議会において、沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を辺野古新基地建設のための埋立てに使用しないよう求めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

「外旭川地区のまちづくり構想」の早期実現について

令和3年8月24日受理

私たちは、穂積市長が公約として推進しております「外旭川地区のまちづくり構想」の実現を強く願っているところでありますが、6月30日の新聞記事では、「外旭川地区のまちづくり構想に関する民間事業者からのアイデア公募について、議員の理解が得られない場合、当初9月末としていた開始時期を2年延期する考えもある」との市長のコメントでした。

しかし、秋田市の現状は、人口減少や少子高齢化が進む中、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって地域経済が悪化していることから、経済の活性化と市民に希望と元気を与える施策の実施が急務となっています。雇用の創出による若者の地元定着、移住の促進や交流人口を増やすことなど、社会情勢の変化を見極めつつも、活気のある秋田市のまちづくりに早急に取り組む必要があります。「外旭川地区のまちづくり構想」の実現は、元気のあるまちづくりに資する施策であると考えことから、民間事業者からのアイデア公募を速やかに実施することが望まれます。また、卸売市場の再整備や新スタジアム整備等に関しても、地域住民だけではなく多くの市民の期待も高まっております。

つきましては、下記事項について、早期に実現するよう陳情いたします。

記

- 1 民間事業者の知見や資力を活用した「外旭川地区のまちづくり構想」を早期に実現するため、民間事業者からのアイデア公募を速やかに実施すること。

仁井田浄水場等整備事業の地元建設企業への発注について

令和3年8月24日受理

2019年4月に、いわゆる働き方改革関連法が施行されたことにより、大手企業では、その資本力とネットワークを生かして労働環境の整備や生産性向上のための取組が着々と進められておりますが、地方においては、これから具体的に改善を図っていかねばならず、現在、地元建設業界は、担い手の確保と育成及び労働生産性の向上など、取り組まなければならない課題が山積しております。

このような状況下、各建設関連団体においても、労働環境の改善を図りつつ、今後ともインフラ整備を通じて秋田市の発展に寄与していくには、公共工事の受注機会を確保し、経営基盤を強化していくことが大変重要であると考えており、そのためには、発注者と受注者がそれぞれの責務を果たしつつ、持続的に相互に連携を図っていくことが必須であります。

とりわけ、仁井田浄水場等の整備は、秋田市民に安全な飲料水を供給し、健康を守るための大規模な事業であり、本年4月に行われた秋田市長選挙において、穂積市長は、10項目47プランの公約の一つとして、「地元を優先して発注し、建設業の振興と雇用を守ります」と掲げられております。

本年8月18日に公表された仁井田浄水場等整備事業実施方針では、水処理プラントを設計・施工一括発注方式（DB方式）、それ以外の施設等を仕様発注方式に区分し、DB方式部分については、設計・土木・建築・機械・電気の各企業によるコンソーシアムを結成することとされております。

しかしながら、コンソーシアムの構成は、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含む」とされているだけで、公約に掲げるように、「地元を優先して発注」していただけるような具体的な仕組みが明示されておられません。これでは、地元建設企業が参入できる機会が損なわれ、DB方式以外の施設等が発注される場合においても同じようなことが起きるのではと危惧されます。

仁井田浄水場等整備事業は、地元建設業の振興と雇用の確保に大きな影響をもたらすことから、地元建設企業への発注について配慮くださるよう下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 仁井田浄水場等整備事業は、地元建設企業に優先して発注し、建設業の振興と雇用を守ること。

2 仁井田浄水場等整備事業実施方針において、応募者の構成は、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むコンソーシアムとする」とされているが、地元建設企業に優先して発注することを達成するためにも、コンソーシアムは、「秋田市内に本社又は本店を置く建設企業4社以上（土木企業、建築企業、機械企業及び電気企業の各企業1社以上）を含む」として構成すること。

新型コロナウイルス感染症に係る適正な対応等に関する意見書の提出について

令和3年8月26日受理

新型コロナウイルスの蔓延は、感染抑止のための緊急事態宣言が繰り返され、国民生活にも深刻な打撃を与えています。

そのような中、今年7月30日付で東京地方裁判所民事部に武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件に関する訴状が提出されました。本請求の主な趣旨は、以下のとおりです。

- 1 新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症と指定した処分を取り消すこと。
- 2 医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に関し、ファイザー社製、モデルナ社製、アストラゼネカ社製のワクチンの特例承認を取り消すこと。
- 3 PCR検査を、武漢ウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で使用してはならない。
- 4 武漢ウイルスワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書（ワクチン・パスポート）を発行交付すること、及びPCR検査で陰性となった者に武漢ウイルスに感染していないとすることを証明する文書を発行交付することをいずれも行ってはならない。

以上の内容は、政府の政策を否定するものです。

しかし、この1年半、新型コロナウイルス感染者は減る傾向にはありません。

私たち市民は、マスクをし、不要不急の外出を避け、経済活動もまともにできない環境に置かれている状況です。特に、飲食業界をはじめ、宿泊業界、旅行業界などは経済活動が十分に行えていません。加えて、最も大切な「人間味のある通じ合い」が家族であってもできない状態です。

この状況は、異常な社会環境ではないでしょうか。私たちは、今までどおりの社会生活を送ることはできないのでしょうか。冷静に、正しくコロナウイルスを恐れる必要があると思います。

喉・鼻うがい、手洗い、必要に応じたマスクの着用、自身の免疫力アップのための食事や生活環境づくりと既存の未承認治療薬で、この新型コロナウイルス感染症への対応は可能だと思います。

残念ながら、重症化された方や亡くなられた方もおられます。しかし、致死率1%の新型コロナウイルス感染症が致死率10%以上の指定2類感染症に位置づけているからこそ、NHKを含む各種メディアは、何かコロナを恐れなさいと言わんばかりの偏った報道になってしまいます。

つきましては、下記の事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出

してくださるよう陳情します。

## 記

- 1 新型コロナウイルスの検出に当たり、PCR検査の妥当性を示す科学的根拠を公表すること。また、政府から各種メディアに陽性者イコール感染者ではないことに訂正し、正しい用語を使用するよう通知すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症に関して、これまでの実績に鑑み、医療逼迫の原因と考えられる2類感染症から5類感染症へ移行すること。
- 3 ジェネリック医薬品「イベルメクチン」など、治験中の医薬品について、新型コロナウイルス感染症を治療している民間医療機関の医師の声を聞き、早期に特例承認すること。
- 4 新型コロナウイルスワクチンの接種に当たり、個人の自主的な判断を保障し、安全性を担保するため、アナフィラキシー症状等の起こり得る副反応や、接種が起因となる死亡のリスクについて情報提供を十分に行うこと。また、重大な副反応の発生に関する個人補償措置を確立すること。
- 5 20歳未満の死亡者は1人もおらず、副反応のおそれのある同ワクチン接種は必要がないことから、20歳未満の方に対して接種を行わないこと。
- 6 20歳未満の方に対して、医学的かつ科学的な根拠に乏しいマスク着用を必要以上に強要しないこと。



核兵器禁止条約への署名・批准に関する意見書の提出について

令和3年8月30日受理

核兵器禁止条約は、世界中で核兵器は人類と共存せずとの声が高まり、2017年7月に国連で採択され、2020年10月には発効に必要な批准国が50か国に達し、2021年1月22日に発効しました。現在までに同条約に署名した国は86か国、批准した国は55か国に上り、核兵器の禁止が世界の大きな流れになっています。

同条約は、核兵器の使用を明確に禁止し、その使用が道徳的及び人道に反するもので絶対に容認できないものであり、国際人道法の下でも違法であると明確に示しました。

唯一の戦争被爆国である日本の政府が、核兵器保有国と非保有国の橋渡しをするとの理由をつけて、同条約に対して消極的な態度をとっていることは極めて残念です。日本政府が同条約に参加することで、核兵器禁止の動きは一気に加速します。被爆者はもとより、広島、長崎の両市長も同条約への参加を強く求めています。直近の世論調査では国民の約7割が同条約を支持しています。

日本政府が同条約に署名・批准することにより、日本が核兵器禁止・平和持続の世界のリーダーとして名誉ある地位を築くことができると考えます。

つきましては、日本政府が核兵器禁止条約への署名・批准を行うため、秋田市議会において、核兵器禁止条約への署名・批准を求めることについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。